Ⅴ　前期繰越金額の複写項目（令和４年度→令和５年度）

［204. 前期繰越金額の複写］メニューで複写される項目は、以下のとおりです。
なお、前期繰越金額の複写後は、複写先の各ワーキングシートの画面を開いて複写内容を確認してください。

１．前年の申告処理をｅ－ＴＡＸグループ通算で行った場合

(1) 法人税（確定申告、中間申告（仮決算）、修正申告の場合）

入力画面（複写先）		複写元（令和４年度）	複写先（令和５年度）
メニュー301	［5(1)：前期繰越利益積立金額の確認（入力）］ＷＳ	別表5(1)：「差引翌期首現在利益積立金額④」	［期首利益積立金額］欄 （※１）（※２）
	［5(1)：前期繰越資本金等の額の確認（入力）］ＷＳ	別表5(1)：「差引翌期首現在資本金等の額④」	［期首現在資本金等の額］の［金額］欄 （※１）（※３）
	［7(1)等：前期繰越欠損金額の確認（入力）］ＷＳ	● 別表7(2)：「特定欠損金翌期繰越額(4)」 ● 別表7(2)：「非特定欠損金翌期繰越額(7)」	［控除未済欠損金額］欄 （※４）
		別表7(2)：「特定欠損金翌期繰越額(4)」	［うち、特定欠損金額］欄 （※４）
	［6(3)：繰越控除余裕額・繰越限度超過額］ＷＳ	別表6(3)：控除余裕額の「翌期繰越額③」	［控除余裕額の前期繰越額］欄
		別表6(3)：控除限度超過額の「翌期繰越額⑥」	［限度超過額の前期繰越額］欄
メニュー401	［当期利益・納税充当金・通算税効果額等の入力（必須）］ＷＳ	別表5(2)：通算法人の通算税効果額又は連結法人税個別帰属額及び連結地方法人税個別帰属額の発生状況等の明細の「期末現在未決済額⑤」	［通算税効果額の決済額等］タブ＞［期首現在未決済額］欄（※１）
	［5(2)：租税公課の納付状況等］ＷＳ	別表5(2)：法人税・地方法人税、道府県民税、市町村民税、その他の税金の「期末現在未納税額⑥」	［法人税・地方法人税］、［道府県民税］、［市町村民税］、［その他の税金］の［期首現在未納税額］欄（※１）
メニュー402	［6(17)：中小企業者等の機械等特別控除］ＷＳ	別表6(18)：「翌期繰越額(25)」	［翌期繰越税額控除限度超過額］タブ＞［前期繰越額］欄
	［6(25)：中小企業者等の経営力向上設備の特別控除］ＷＳ	別表6(27)：「翌期繰越額(26)	［翌期繰越税額控除限度超過額］タブ＞［前期繰越額］欄
	［6(29)：特定復興産業集積区域等における機械等の特別控除］ＷＳ	別表6(34)：「翌期繰越額(31)	［前期繰越額等（特定復興産業集積区域等）］タブ等＞［前期繰越額］欄
	［6(7)・(8)：通算特定税額控除規定の適用可否の判定］ＷＳ	別表4：「所得金額又は欠損金額(52①)」	［基準通算所得等金額（試験研究費の特別控除）］タブ＞［前事業年度］＞［所得金額又は欠損金額］欄
			［基準所得等金額（その他の特別控除）］タブ＞［前事業年度］＞［所得金額］欄

入力画面（複写先）		複写元（令和４年度）	複写先（令和５年度）
メニュー402	[6(7)・(8)：**通算特定税額控除規定の適用可否の判定**]ＷＳ	別表4:「中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入額(37)①」	[基準通算所得等金額(試験研究費の特別控除)]タブ＞[前事業年度]＞[中間申告の繰戻還付の災害損失金額の益金算入額]欄
			[基準所得等金額(その他の特別控除)]タブ＞[前事業年度]＞[中間申告の繰戻還付の災害損失金額の益金算入額]欄
		別表4:「更生欠損金又は民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の損金算入額(40)①」×(－１)	[基準通算所得等金額(試験研究費の特別控除)]タブ＞[前事業年度]＞[更生欠損金等の損金算入額]欄
			[基準所得等金額(その他の特別控除)]タブ＞[前事業年度]＞[更生欠損金等の損金算入額]欄
		別表4:「当初配賦欠損金控除額の益金算入額(42)①」	[基準通算所得等金額(試験研究費の特別控除)]タブ＞[前事業年度]＞[当初配賦欠損金控除の益金算入額]
			[基準所得等金額(その他の特別控除)]タブ＞[前事業年度]＞[当初配賦欠損金控除の益金算入額]
		別表4:「欠損金又は災害損失金等の当期控除額(44)①」×(－１)	[基準通算所得等金額(試験研究費の特別控除)]タブ＞[前事業年度]＞[欠損金等の控除額]欄
			[基準所得等金額(その他の特別控除)]タブ＞[前事業年度]＞[欠損金等の控除額]欄
		別表4付表:「通算法人の合併等があつた場合の欠損金の損金算入額(9)①」	[基準通算所得等金額(試験研究費の特別控除)]タブ＞[前事業年度]＞[通算法人の合併等の欠損金の損金算入額]欄
			[基準所得等金額(その他の特別控除)]タブ＞[前事業年度]＞[通算法人の合併等の欠損金の損金算入額]欄
		別表7の3:「通算対象欠損金額[5]」	[基準通算所得等金額(試験研究費の特別控除)]タブ＞[前事業年度]＞[通算対象欠損金額の損金算入額]欄
			[基準通算所得等金額(その他の特別控除)]タブ＞[前事業年度]＞[通算対象欠損金額の損金算入額]欄

入力画面(複写先)		複写元(令和４年度)	複写先(令和５年度)
メニュー402	[6(7)・(8)：通算特定税額控除規定の適用可否の判定]ＷＳ	別表7の3：「通算対象所得金額(11)」	[基準通算所得等金額(試験研究費の特別控除)]タブ＞[前事業年度]＞通算対象所得金額の益金算入額
			[基準通算所得等金額(その他の特別控除)]タブ＞[前事業年度]＞通算対象所得金額の益金算入額
		別表7の3：「通算対象外欠損金額(15)」	[基準通算所得等金額(試験研究費の特別控除)]タブ＞[前事業年度]＞通算対象外欠損金額
			[基準通算所得等金額(その他の特別控除)]タブ＞[前事業年度]＞通算対象外欠損金額

(※１)複写元の金額が０円の場合は、複写されません。

(※２)「剰余金処分による会社法上の任意積立金」欄は、区分の名称が一致した明細のみ複写されます。

(※３)複写により「期首現在資本金等の額」が変更された場合は、メニュー501で[分割基準の確認]ＷＳ(分割計算の場合)又は[均等割額計算のための従業者数]ＷＳ(非分割計算の場合)を選択して均等割額の再計算を行う必要があります。なお、均等割額を直接入力する場合は、[20号(20号の3)：市町村民税の税額計算基礎]ＷＳ・[6号(6号の3)：都道府県民税の税額計算基礎]ＷＳにおいて均等割額を修正(確認)してください。

(※４)複写元の発生事業年度の終了日の属する複写先の事業年度に金額が複写されます。なお、複写元の事業年度が複写先にない場合は、複写先に当該事業年度を追加して複写されます。

(2) 法人税(予定申告の場合)

入力画面	複写元(令和４年度)	複写先(令和５年度)
[301.法人税ワーキングシートの入力(確認)]メニュー	別表1：「差引所得に対する法人税額(13)」	前事業年度の[法人税額]欄
	別表1：「税額控除超過額相当額等の加算額(4)」＋土地譲渡利益金の「同上に対する税額(6)」＋「法人税額計(9)」の外書き ※計算結果がマイナスの場合は０	前事業年度の[うち、土地譲渡税額等]欄
	別表1：[差引地方法人税額(39)]	前課税事業年度の[地方法人税額]欄

(3) 地方税

メニュー名		複写元（令和４年度）	複写先（令和５年度）
メニュー302	[6号別2・20号別2：控除対象通算適用前欠損調整額]ＷＳ	[通算適用前欠損金額①]	[通算適用前欠損金額①]
		[控除対象通算適用前欠損調整額②]	[控除対象通算適用前欠損調整額②]
		第6号様式別表2又は第20号様式別表2：[既に控除を受けた額③]＋[当期控除額⑤]	[既に控除を受けた額③]
	[6号別2の2・20号別2の2：控除対象合併等前欠損調整額]ＷＳ	[合併等前欠損金額①]	[合併等前欠損金額①]
		[控除対象合併等前欠損調整額②]	[控除対象合併等前欠損調整額②]
		第6号様式別表2の2又は第20号様式別表2の2：[既に控除を受けた額③]＋[当期控除額⑤]	[既に控除を受けた額③]
	[6号別2の3・20号別2の3：控除対象通算対象所得調整額]ＷＳ	[通算対象所得金額①]	[通算対象所得金額①]
		[控除対象通算対象所得調整額②]	[控除対象通算対象所得調整額②]
		第6号様式別表2の3又は第20号様式別表2の3：[既に控除を受けた額③]＋[当期控除額⑤]	[既に控除を受けた額③]
	[6号別2の4・20号別2の4：控除対象配賦欠損調整額]ＷＳ	[配賦欠損金控除額①]	[配賦欠損金控除額①]
		[控除対象配賦欠損調整額②]	[控除対象配賦欠損調整額②]
		第6号様式別表2の4又は第20号様式別表2の4：[既に控除を受けた額③]＋[当期控除額⑤]	[既に控除を受けた額③]
	[6号別2の6・20号別2の6：控除対象還付対象欠損調整額]ＷＳ	[還付対象欠損金額①]	[還付対象欠損金額①]
		[控除対象還付対象欠損調整額②]	[控除対象還付対象欠損調整額②]
		第6号様式別表2の6又は第20号様式別表2の6 [既に控除を受けた額③]＋[当期控除額⑤]	[既に控除を受けた額③]
	[6号別2の5・20号別2の5：控除対象個別還付税額等]ＷＳ	[控除対象個別帰属還付税額①]欄	[控除対象個別帰属還付税額①]欄
		第6号様式別表2の5又は第20号様式別表2の5：「既に控除を受けた額②」＋「当期控除額④」	[既に控除を受けた額②]欄
	[6号別2の7・20号別2の7：控除対象個別帰属調整額]ＷＳ	[連結適用前欠損金額①]欄	[連結適用前欠損金額①]欄
		第6号様式別表2の7又は第20号様式別表2の7：「既に控除を受けた額③」＋「当期控除額⑤」	[既に控除を受けた額③]欄
	[6号別2の8・20号別2の8：控除対象個別帰属税額]ＷＳ	[控除対象個別帰属税額①]欄	[控除対象個別帰属税額①]欄
		第6号様式別表2の8又は第20号様式別表2の8：「既に控除を受けた額②」＋「当期控除額④」	[既に控除を受けた額②]欄

メニュー名		複写元（令和４年度）	複写先（令和５年度）
メニュー302	[6号別9：繰越欠損金（事業税）]ＷＳ	第6号様式別表9：「翌期繰越額⑤」	［控除未済欠損金］欄
	[7号の2：控除未済外国税額・控除未済税額控除不足額相当額]ＷＳ	第7号の2様式、第20号の4様式:「翌期繰越額」	［控除未済外国税額］欄
メニュー502	[6号別5の2の4：特定子会社の株式等に係る控除額に関する計算書]ＷＳ	［総資産の帳簿価額］タブ＞［当該事業年度］の各欄	［総資産の帳簿価額］タブ＞［前事業年度］の各欄（※）

（※）区分の名称が一致する場合のみ複写されます。

２．前年の申告処理をeConsoliTaxで行った場合

(1) 法人税(確定申告、中間申告(仮決算)、修正申告の場合)

入力画面(複写先)		複写元(令和４年度)	複写先(令和５年度)
メニュー301	[5(1):前期繰越利益積立金額の確認(入力)]ＷＳ	別表5の2(1)付表1「差引翌期首現在連結個別利益積立金額④」	[期首利益積立金額]欄 (※１)(※２)
	[5(1):前期繰越資本金等の額の確認(入力)]ＷＳ	別表5の2(1)付表1：「差引翌期首現在連結個別資本金等の額④」	[期首現在資本金等の額]の[金額]欄 (※１)(※３)
	[7(1)等:前期繰越欠損金額の確認(入力)]ＷＳ	● 別表7の2付表1：「連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額(20)」 ● 別表7の2付表1：「連結欠損金当期発生額に係る個別帰属額の翌期繰越額(28)」	[控除未済欠損金額]欄 (※４)
		別表7の2付表1:「特定連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額(14)」	[うち、特定欠損金額]欄 (※４)
	[6(3)：繰越控除余裕額・繰越限度超過額]ＷＳ	別表6(3)：控除余裕額の「翌期繰越額③」	[控除余裕額の前期繰越額]欄
		別表6(3):控除限度超過額の「翌期繰越額⑥」	[限度超過額の前期繰越額]欄
メニュー401	[当期利益・納税充当金・通算税効果額等の入力(必須)]ＷＳ	別表5の2(2)付表：連結法人税個別帰属額及び連結地方法人税個別帰属額の「期末現在未決済額⑤」	[連結法人税個別帰属額の決済額等]タブ＞[連結法人税個別帰属額分]＞[期首現在未決済額]欄(※１)
	[5(2):租税公課の納付状況等]ＷＳ	別表5の2(2)付表：法人税・地方法人税、道府県民税、市町村民税、その他の税金の「期末現在未納税額⑥」	[法人税・地方法人税]、[道府県民税]、[市町村民税]、[その他の税金]の[期首現在未納税額]欄（※１）
メニュー402	[6(17):中小企業者等の機械等特別控除]ＷＳ	別表6の2(11)：「翌期繰越額(40)」	[翌期繰越税額控除限度超過額]タブ＞[前期繰越額]欄
	[6(25):中小企業者等の経営力向上設備の特別控除]ＷＳ	別表6の2(20)：「翌期繰越額(41)」	[翌期繰越税額控除限度超過額]タブ＞[前期繰越額]欄
	[6(29):特定復興産業集積区域等における機械等の特別控除]ＷＳ	別表6の2(26)：「翌期繰越額(50)」	[前期繰越額等(特定復興産業集積区域等)]タブ等＞[前期繰越額]欄
	[6(7)・(8)：通算特定税額控除規定の適用可否の判定]ＷＳ	別表4の2付表の「個別所得金額又は個別欠損金額(55①)」(※５)	[基準通算所得等金額(試験研究費の特別控除)]タブ＞[前事業年度]＞[所得金額又は欠損金額]欄
			[基準所得等金額(その他の特別控除)]タブ＞[前事業年度]＞[所得金額]欄 (注)個別欠損金額の場合は、「0」を複写

入力画面（複写先）		複写元（令和４年度）	複写先（令和５年度）
メニュー402	[6(7)・(8)：**通算特定税額控除規定の適用可否の判定**]ＷＳ	別表4の2付表の「連結中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入額の個別帰属額(44①)」（※５）	[基準通算所得等金額（試験研究費の特別控除）]タブ＞[前事業年度]＞[中間申告の繰戻還付の災害損失金額の益金算入額]欄
			[基準所得等金額（その他の特別控除）]タブ＞[前事業年度]＞[中間申告の繰戻還付の災害損失金額の益金算入額]欄
		別表7の2付表4の「当期控除額(9)」＋別表7の2付表4の「当期控除額(21)」＋別表7の2付表5の「当期控除額(10)」（※５）	[基準通算所得等金額（試験研究費の特別控除）]タブ＞[前事業年度]＞[更生欠損金等の損金算入額]欄
			[基準所得等金額（その他の特別控除）]タブ＞[前事業年度]＞[更生欠損金等の損金算入額]欄
		別表7の2付表1の「連結欠損金当期控除額の個別帰属額(19の計)」（※５）	[基準通算所得等金額（試験研究費の特別控除）]タブ＞[前事業年度]＞[欠損金等の控除額]欄
			[基準所得等金額（その他の特別控除）]タブ＞[前事業年度]＞[欠損金等の控除額]欄
		別表4の2付表の「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額(34①)」×（－１）（※５）	[基準通算所得等金額（試験研究費の特別控除）]タブ＞[前事業年度]＞[通算法人の合併等の欠損金の損金算入額]欄
			[基準所得等金額（その他の特別控除）]タブ＞[前事業年度]＞[通算法人の合併等の欠損金の損金算入額]欄

（※１）複写元の金額が０円の場合は、複写されません。

（※２）「剰余金処分による会社法上の任意積立金」欄は、区分の名称が一致した明細のみ複写されます。

（※３）複写により「期首現在資本金等の額」が変更された場合は、メニュー501で[分割基準の確認]ＷＳ（分割計算の場合）又は[均等割額計算のための従業者数]ＷＳ（非分割計算の場合）を選択して均等割額の再計算を行う必要があります。なお、均等割額を直接入力する場合は、[20号(20号の3)：市町村民税の税額計算基礎]ＷＳ・[6号(6号の3)：都道府県民税の税額計算基礎]ＷＳにおいて均等割額を修正（確認）してください。

（※４）複写元の発生連結事業年度の終了日の属する複写先の事業年度に金額が複写されます。なお、複写元の事業年度が複写先にない場合は、複写先に当該事業年度を追加して複写されます。

（※５）複写元の「法第15条の2の事業年度」と複写先の「前事業年度」が一致する場合のみ複写されます。

(2) 法人税(予定申告の場合)

入力画面	複写元(令和４年度)	複写先(令和５年度)
[301.法人税ワーキングシートの入力(確認)]メニュー	個別帰属額の届出書：「連結法人税個別帰属額(14)」	前事業年度の[法人税額]欄
	個別帰属額の届出書の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された連結法人税額の特別控除額の加算額の個別帰属額(5)」、土地譲渡利益金の「同上に対する税額(7)」、「連結法人税個別帰属額計(10)」の外書き	前事業年度の[うち、土地譲渡税額等]欄
	個別帰属額の届出書の「連結地方法人税個別帰属額(37)」の本書き	前課税事業年度の[地方法人税額]欄

(3) 地方税

メニュー名		複写元(令和４年度)	複写先(令和５年度)
メニュー302	[6号別2の5・20号別2の5:控除対象個別還付税額等]ＷＳ	[控除対象個別帰属還付税額①]欄	[控除対象個別帰属還付税額①]欄
		第6号様式別表2の5又は第20号様式別表2の5：「既に控除を受けた額②」＋「当期控除額④」	[既に控除を受けた額②]欄
	[6号別2の7・20号別2の7:控除対象個別帰属調整額]ＷＳ	[連結適用前欠損金額①]欄	[連結適用前欠損金額①]欄
		第6号様式別表2の7又は第20号様式別表2の7：「既に控除を受けた額③」＋「当期控除額⑤」	[既に控除を受けた額③]欄
	[6号別2の8・20号別2の8:控除対象個別帰属税額]ＷＳ	[控除対象個別帰属税額①]欄	[控除対象個別帰属税額①]欄
		第6号様式別表2の8又は第20号様式別表2の8：「既に控除を受けた額②」＋「当期控除額④」	[既に控除を受けた額②]欄
	[6号別9：繰越欠損金(事業税)]ＷＳ	第6号様式別表9：「翌期繰越額⑤」	[控除未済欠損金]欄
	[7号の2：控除未済外国税額・控除未済税額控除不足額相当額]ＷＳ	第7号の2様式、第20号の4様式:「翌期繰越額」	[控除未済外国税額]欄
メニュー502	[6号別5の2の4：特定子会社の株式等に係る控除額に関する計算書]ＷＳ	[総資産の帳簿価額]タブ＞[当該事業年度]の各欄	[総資産の帳簿価額]タブ＞[前事業年度]の各欄(※)

(※)区分の名称が一致する場合のみ複写されます。